

議案第 70 号

三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

三次市工場等設置奨励条例（平成 16 年三次市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア及びイ中「みわ工業団地」の次に「，三良坂産業団地」を加える。

第 4 条第 3 項第 2 号中「要件」の次に「（三良坂産業団地の土地取得である場合は，エに掲げる要件を除く。）」を加え，同号イ中「みわ工業団地」の次に「，三良坂産業団地」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（三次市みらさか交流公園設置及び管理条例の廃止）

2 三次市みらさか交流公園設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 262 号）は，廃止する。